

国立大学法人滋賀大学研究推進機構研究プロジェクト推進部門 環境総合研究センター研究年報 投稿規定

1. 刊行の目的

国立大学法人滋賀大学研究推進機構研究プロジェクト推進部門環境総合研究センター研究年報（以下「研究年報」という。）は、様々な分野の環境に関する研究成果を掲載・発表することにより、環境に関する研究の発展に寄与するとともに、持続可能な社会の創造に資することを目的とする。

2. 研究年報の構成

- ①特集論文
 - ②論文
 - ③研究ノート
 - ④資料調査報告、その他国立大学法人滋賀大学研究推進機構研究プロジェクト推進部門環境総合研究センター（以下「センター」という。）が必要と認めた報告資料
- 「資料調査報告」は、プロジェクト研究等の成果のうち資料として別に報告する必要があるもの。「その他」は、シンポジウム・講演会・研究会等の講演録などを想定している。

3. 募集原稿

募集する原稿は、「②論文」「③研究ノート」「④資料調査報告、その他センターが必要と認めた報告資料」とする。「①特集論文」は編集委員会からの依頼論文により構成されるものとする。

4. 投稿資格

- ①センター研究員、センター客員教授・准教授、センター客員研究員、および本学教員（専任・特任・特別招聘）
 - ②その他国立大学法人滋賀大学研究推進機構研究プロジェクト推進部門環境総合研究センター研究年報編集委員会（以下「編集委員会」）が適当と認めた者
- 但し、センター客員研究員の投稿原稿については、編集委員会にて審査を行い掲載の可否を決定するが、必要に応じて執筆者にリライトを求めることがある。

5. 審査・文責・著作権

- ①投稿論文等は必要に応じて著者に修正を求めることができる。
- ②掲載された論文の文責はすべて著者が負うものとする。
- ③研究年報に掲載された論文等の著作権はセンターに帰属する。著者等が他で当該論文等を使用する場合は、センターの許諾が必要となる。
- ④研究年報に掲載された論文等は電子化し、センターウェブサイト等で公開されるものとする。
- ⑤写真、図版を他の文献から引用、転載する場合は、著者が事前に著作権者から承諾を得るものとする。センターは責任を負わない。

6. 抜き刷り

抜き刷り30部をセンター負担により印刷し、超過分については著者の実費負担とする。

7. 原稿の提出

投稿の場合は、原稿一式に所定の原稿送付状を添え、電子ファイル（ワード形式）にて編集委員会宛に提出する。

8. 校正

- ・著者校正は初校のみとする。再校以降は編集委員会の責任において行う。
- ・校正是誤植等の修正のみにとどめることとし、頁の増減を伴うような大幅な変更は認めないものとする。

国立大学法人滋賀大学研究推進機構研究プロジェクト推進部門 環境総合研究センター研究年報 執筆要領

1. 表記の原則

- ・投稿原稿はA4判の用紙を使って、刷り上がりに近い書式（26文字×42行×2段組）で、見やすく印字したものと提出する。
- ・原稿の長さは、以下の範囲内とする。
特集論文・論文：刷り上がり 20頁以内
研究ノート：刷り上がり 15頁以内
ただし、いずれも編集委員会が認めた場合は、この限りではない。
- ・人名・地名などの固有名詞や、年号、数字の表記については統一性を持たせること。
- ・イタリックなど特殊な活字については、その都度指定すること。

2. 注・文献

- ・注は、右肩に1)、2) のごとく番号を付し、本文の末尾にまとめて番号順に記載する。
- ・引用文献の記載については、著者の所属分野の習慣とする様式によるが、用法には統一性を持たせること。ただし順序については、著者の姓のアルファベット順に並べること。

3. 図・表

- ・原稿に図（写真を含む）、表を入れる場合には、刷り上がりに近い書式にレイアウトし、適切な箇所に図表を配置する。
- ・図・表は1点ずつ別紙に、執筆者の責任において版下として使える形に作成し、それぞれに番号とタイトル・説明等を記す。
- ・図版の印刷は白黒を原則とし、カラーを使う場合には、その費用が執筆者の負担となることがある。
- ・著者のオリジナルな制作でないものは、出典を明記するとともに、必要な場合は著作権者の許諾を得ておくこと。なお、「投稿規定」の「5. 著作権」の項を参照のこと。

4. 英文要旨・キーワード

- ・英文要旨は、次の順序で記述する。
「タイトル」「著者名」「所属機関名」「要旨（400語程度）」「キーワード（6語程度）」

5. その他

- ・原稿の電子ファイル（ワード形式）は、電子媒体に投稿者氏名、論文題目を明記したラベルを貼付して、印字原稿とともに提出するか、電子メールにファイルを添付し、編集委員会へ送信すること。
- ・原稿は、一式すべてを揃えて、完全原稿として提出すること。
- ・原稿（図表を含む）の返却については、編集委員会は責を負わないので、必ず控えをとっておくこと。
- ・書式の細部については、編集委員会において調整する場合がある。

付記 2019年10月4日制定